



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月31日(水) 号外(第25号)

目次

ページ

規則

- 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則(税務課) 2
- 群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則(同) 2
- 群馬県低開発地域工業開発地区における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同) 1 1
- 群馬県農村地域工業等導入地区における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同) 1 1
- 群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同) 1 1

規則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第百十四号

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(昭和三十三年群馬県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。第十五号様式中「四」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現に改正前の第十五号様式の規定により提出されている事情届は、改正後の同様式により提出されたものとみなす。
3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第百十五号

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県税条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

4 条例第四百六十六条の十四の規定により軽油引取税の徴収猶予の申請をする特別徴収義務者は、元売業者を保証人とする保証による担保を提供しようとするときは、別記様式による保証書(軽油引取税の徴収猶予に係る元売業者による保証)を提出しなければならない。

第四十二条の七の次に次の一条を加える。

(特約業者の指定に係る保証書の提出)
第四十二条の七の二 仮特約業者が条例第四百六十六条の二第一項の規定により特約業者の指定の申請をする場合において、元売業者は、別記様式により当該仮特約業者が納入すべき軽油引取税に係る徴収金について保証を行うことを証する文書を提出しなければならない。

第五十条の表第五十七号の四の二様式の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Item description and Reference. Item: 第五十七号の四の三様式 (還付金の受領に関する委任状). Reference: 第四十二条の七の二.

第五十条の表第百十七号の十様式の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Item description and Reference. Item: 第百十七号の十の二様式 (保証書(特約業者の指定に係る元売業者による保証)). Reference: 第八十四条第四項.

第五十条の表第百十七号の二十二様式の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Item description and Reference. Item: 第百十七号の二十二の二様式 (保証書(軽油引取税の徴収猶予に係る元売業者による保証)). Reference: 第八十四条第四項.

第三号様式中「四」を削る。

第六号様式中

Diagram showing the modification of the sixth form. It shows two boxes for '保証人' (Guarantor) with fields for '氏名' (Name) and '住所(略)' (Address). The text indicates that the '保証人' label should be changed to '氏名' and '住所(略)'.

第九号様式(第九号様式の個人の事業税領収証書の裏面)、第十号様式(第十号様式の不動産取得税領収証書の裏面)、第十一号様式(第十一号様式の自動車税(種別割)納付書の裏面)、第十二号様式(第十二号様式の鉱区税領収証書の裏面)、第十六号の二様式(第十六号の二様式の個人の事業税納付書の裏面)、第十六号の三様式(第十六号の三様式自動車税(種別割)納付書の裏面)、第十六号の五様式(第十六号の五様式自動車税(種別割)納付書の裏面)及び第十六号の七様式(第十六号の七様式の納付書の裏面)中「三」を削る。

第二十五号様式、第二十六号様式、第三十四号の三様式及び第三十四号の四様式中「四」を削る。

第三十七号様式中

「名称」氏名又は名称 「印」氏名又は名称 「名称」氏名又は名称 「印」氏名又は名称 「担保提供書には、印鑑証明書と同一の印を押してください」と「担当権設定登記承諾書には、実印(法人にあつては代表者印)を押印するとともに、印鑑証明書を添付してください」と改め、この場合は、担保提供書とのつづり印に担保提供者の印で契印してください。なお、田録が2枚以上にわたるときは、そのつづり印にも契印し

てくださいます。」を削る。
第三十七号の二様式中「印」を削る。
第三十八号様式中

氏名又は名称	氏名又は名称	印
--------	--------	---

を

氏名又は名称	氏名又は名称	印
--------	--------	---

を

注意事項 担保提供書には、納税者又は特別徴収義務者及び保証人それぞれの実印（法人にあつては代表者印）を押し、印鑑証明書を添付してください。

める。

第四十三号様式、第四十三号の二様式及び第五十五号様式中「印」を削る。

第五十六号様式注以外の部分中「印」を削り、同様式注一中「請求者の氏名（法人は法人名及びその代表者名）は、自署押印して」を「氏名又は名称欄には、請求者の氏名（法人にあつては法人名及びその代表者名）を記名して」と改め、同様式注二中「と同様自署し、印は同一のもの」とを「ときと同様に記名し、」と改める。

第五十六号の二様式中「印」を削る。
第五十七号の四の二様式の次に次の一様式を加える。

第57号の4の3様式(規格A4)

還付金の受領に関する委任状

年 月 日

群馬県自動車税事務所長 あて

委任者(納税義務者)

住所又は所在地

氏名又は名称

印

私は、次の自動車税(環境性能割)・自動車税(種別割)に還付金が発生した場合は、下記の者に還付金の受領についての一切の権限を委任します。

課税年度	年度			
登録番号	群・群馬 高崎・前橋		かな	
還付金を受領する方が記入してください。	受任者	住所 (所在地)	(〒 -)	
		電話番号		
		フリガナ		
	氏名(名称)			
還付金の受領方法	<input type="checkbox"/> 群馬銀行の本店・支店の窓口で受領する(群馬県内在住者のみ選択可)。 <input type="checkbox"/> 口座振替により受領する。			
	口座振替先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	
		口座番号	普通・当座	
		フリガナ		
預金名義人				
還付理由	抹消・重複納付	還付理由発生日	年	月 日
添付書類	1 印鑑登録証明書原本又は群馬県自動車税(種別割)領収証書原本 ※重複納付の場合は、受領した全ての領収証書原本を添付してください。 2 抹消を証する書類 3 住民票の写し等(転居、婚姻等により委任者(納税義務者)の住所又は氏名に変更があつた場合に、異動情報が分かる書類)			
注意事項	1 この委任状は、自動車税(環境性能割)又は自動車税(種別割)に係る還付金を本人(納税義務者)以外の第三者が受領する場合に作成し、還付理由が発生した日の属する月の末日までに提出してください。 2 委任者欄は、委任者が自署してください。また、押印欄には実印を押印し、印鑑登録証明書の原本を添付してください。ただし、群馬県自動車税(種別割)領収証書の原本を添付する場合は、実印の押印に代えることができます。 なお、委任者が法人である場合は、添付書類にかかわらず、法人の所在地並びに法人名及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。 3 預金名義人欄は、受任者の氏名又は名称と同一のものを記入してください。 4 還付理由が事実と異なる場合には、還付できない場合があります。 5 提出時に、申請者の本人確認をさせていただきますので、御了承ください。			

第五十七号の五様式、第五十七号の六様式注以外の部分、第五十七号の七様式、第五十七号の八様式、第五十九号様式、第五十九号の四様式及び第五十九号の六様式中「印」を記す。

第六十号の様式欄中

「備考 法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする
県民税の法人税割額又は各事業年度の所得に対する事業税額及び特別法人
事業税額又は地方法人特別税額を更正し、又は決定した場合には、「法人
名」の欄には法人課税信託の名称を併記して使用する。

「備考 1 法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする
県民税の法人税割額又は各事業年度の所得に対する事業税額及び特別
法人事業税額又は地方法人特別税額を更正し、又は決定した場合には、
「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記して使用する。

2 地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人(同項第
1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行
う法人を含む。)の各事業年度における事業税額及び特別法人事業税額を
更正し、又は決定した場合には、別表を使用し、同項各号に掲げる事業
別に事業税額及び特別法人事業税額を記入する。
改め、同様式裏面の次に次のように記す。

第67号様式別表(規格A4)

法人の事業税・特別法人事業税 事業別更正・決定金額計算書						
(所在地)				年 月 日		
(法人名)						
(県法人番号)						
様						
事業年度		年月日から年月日まで				
事業税・特別法人事業税						
摘要		課税標準	税率(%)	税額		
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業	総額	所得金額 ㉔	円	/		
		付加価値額 ㉕				
		資本金等の額 ㉖				
		収入金額 ㉗				
	更正・決定の金額	本県	年万円以下 ㉘			円
			年万円超 万円以下 ㉙			
			年万円超 ㉚			
			計(㉘+㉙+㉚) ㉛			
			軽減税率不適用法人 ㉜			
		付加価値額 ㉝				
			資本金等の額 ㉞			
			収入金額 ㉟			
		1号事業及び2号事業合計(㉛又は㉝+㉞+㉟)	㊱	/		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	総額	所得金額 ㉡		/		
		付加価値額 ㉢				
		資本金等の額 ㉣				
		収入金額 ㉤				
	更正・決定の金額	本県	所得金額 ㉥			
			付加価値額 ㉦			
			資本金等の額 ㉧			
			収入金額 ㉨			
				3号事業合計(㉥+㉦+㉧+㉨)	㉩	/
			更正・決定の合計事業税額(㊱+㉩)	㊲	/	
	特別法人事業税	更正・決定の金額	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 ㉪			
			法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉫			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉬						
			合計特別法人事業税額(㉪+㉫+㉬)	㉭	/	

第六十八号様式中「 」を「 」に改める。

第七十五号様式から第七十六号の二の四様式まで、第七十六号の二の六様式、第七十六号の二の九様式、第七十六号の五様式及び第七十六号の八様式中

「 」を「 」に改める。

第七十七号様式中「(名称) 印」を「(名称) 」に改める。

床面積・地積	平方メートル	合計	平方メートル
	前所有者		
住所(所在地)	氏名(名称)		
	氏名(名称)		

を

床面積・地積	平方メートル	合計	平方メートル
--------	--------	----	--------

に改める。

第七十七号の二様式別表以外の部分、第七十七号の四様式、第七十七号の五様式、第八十号様式及び第八十一号の二様式から第八十一号の四様式までの規定中「 」を削る。

第八十二号様式中「 」を削り、

当座	総合	普通・当座
普通		その他()

を「 」に改める。

第八十二号の二様式、第八十五号様式、第八十八号様式、第九十号様式、第九十五号様式及び第九十七号様式から第九十九号様式までの規定中

「 」を「 」に改める。

「 」を「 」に改める。

第百三十三号様式、第百五十五号様式及び第百十号様式中「 」を削る。

第百十二号様式中「 」を「 」に改める。

生年月日	年齢	性別
納税義務者	職業	職業

を

生年月日	年齢	性別
納税義務者	職業	職業

に改め、同様式別

表「氏名」を「氏名」に改める。

生年月日	年齢	性別
納税義務者	職業	職業

を

生年月日	年齢	性別
納税義務者	職業	職業

に改める。

第百三十三号の二様式、第百十五号の三の二様式、第百十五号の三の三様式及び第百十五号の三の七様式中「 」を削る。

第百十五号の三の八様式中「 」を削る。

第百十五号の三の十一様式中

「 」を「 」に改める。

第百十七号の十様式の次に次の一様式を加える。

第117号の10の2様式(規格A4)

収入
印紙

保 証 書 (特約業者の指定に係る元売業者による保証)	
仮 特 約 業 者	住所又は 所在地
	氏名又は 名称
上記仮特約業者について、地方税法施行規則第8条の35の規定により、次のとおり保証します。	
保 証 す る 金 額	金 円
保 証 す る 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
保 証 す る 内 容	上記仮特約業者が納入すべき軽油引取税にかかる群馬県の徴収金を納入期日までに納入しないときは、上記金額の範囲内において、当該仮特約業者が納入すべき軽油引取税に係る群馬県の徴収金について保証する。
<p>年 月 日</p> <p>群馬県知事 あて</p> <p style="margin-left: 200px;">(元売業者)</p> <p style="margin-left: 200px;">住所</p> <p style="margin-left: 200px;">(所在地)</p> <p style="margin-left: 200px;">氏名</p> <p style="margin-left: 200px;">(名称) 印</p>	
注 意 事 項	<p>1 この保証書は、仮特約業者が特約業者の指定を申請する場合に作成し、提出してください。</p> <p>2 押印欄には、元売業者の実印(法人にあつては代表者印)を押印するとともに、印鑑登録証明書を添付してください。</p> <p>3 保証する期間には、仮特約業者が特約業者の指定を希望する日から、仮特約業者の指定を受けた日から1年を経過する日までの期間を記入してください。</p>

第百十七号の十六様式表面中「五」を削る。
第百十七号の十八様式及び第百十七号の十九様式中

五

を

に改める。

第百十七号の二十一様式中「五」を削る。
第百十七号の二十二様式中「五」を削り、同様式の次に次の一様式を加える。

第117号の22の2様式(規格A4)

収 入
印 紙

保 証 書 (軽油引取税の徴収猶予の担保に係る元売業者による保証)	
特別 徴 収 義 務 者	住所又は 所在地
	氏名又は 名 称
上記の特別徴収義務者について、地方税法第144条の29第1項に規定する軽油引取税の徴収猶予に係る担保として、次のとおり保証します。	
保 証 す る 金 額	年 月 行 為 分 の 軽 油 引 取 税 額 円
保 証 す る 内 容	上記特別徴収義務者が納入すべき軽油引取税にかかる群馬県の徴収金を納入期日までに納入しないときは、当該特別徴収義務者が納入すべき軽油引取税に係る群馬県の徴収金について保証する。
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>群馬県 行政県税事務所長 あて</p> <p style="text-align: center;">(元売業者) 住所 (所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名 (名称) 印</p>	
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 この保証書は、軽油引取税の特別徴収義務者が徴収猶予を申請する場合において、元売業者を保証人として保証による担保を提供する際に作成し、提出してください。 2 元売業者の押印欄には、実印(法人にあつては代表者印)を押印するとともに、印鑑登録証明書を添付してください。

第百十七号の二十六様式から第百十七号の二十八様式までの規定中「㊦」を削る。
第百十七号の三十二様式及び第百十七号の三十三様式中

「㊦」を削る。

「㊦」を削る。

第百十八号様式、第百二十二号の三様式、第百二十二号の五様式及び第百二十二号の八様式中「㊦」を削る。
第百二十二号の九様式中

「㊦」を削る。
「㊦」を削る。
「㊦」を削る。
「㊦」を削る。

第百二十三号の二の二様式、第百二十三号の六様式、第百二十三号の七様式及び第百二十八号の二の二様式中「㊦」を削る。

「㊦」を削る。
「㊦」を削る。

第百四十二号様式及び第百四十六号様式中「㊦」を削る。
「㊦」を削る。
「㊦」を削る。
「㊦」を削る。

「㊦」を「㊦」に改める。

第百四十九号様式から第百五十一号様式までの規定中「㊦」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県税条例施行規則の規定により提出されている申請書等は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

群馬県低開発地域工業開発地区における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第百十六号

群馬県低開発地域工業開発地区における県税の課税の特例に関する条例施行規則

則の一部を改正する規則

群馬県低開発地域工業開発地区における県税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和三十八年群馬県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「㊦」を削る。

第五号様式から第八号様式までの規定中「600」を「300」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県低開発地域工業開発地区における県税の課税の特例に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

群馬県農村地域工業等導入地区における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第百十七号

群馬県農村地域工業等導入地区における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県農村地域工業等導入地区における県税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和四十七年群馬県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「㊦」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県農村地域工業等導入地区における県税の課税の特例に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第百十八号

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年群馬県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号の二までの規定中「**五**」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
